
プロジェクト IFRS 解釈指針委員会

項目 IFRS 第 9 号「金融商品」 - IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行時のヘッジ会計

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 9 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論された IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）に関する「アジェンダ却下通知（案）」の内容及び当委員会事務局による気付き事項を説明することを目的として作成している。また、本資料には、第 1 回 IFRS 適用課題対応専門委員会において専門委員から示された主な意見について概要を記載している。

II. 背景

要望の概要

2. IFRS-IC は、2015 年 5 月に、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）から IFRS 第 9 号へ移行する場合に関連して、次の 2 点を明確化する要望を受けた。
 - (1) 論点 1：IAS 第 39 号の下で非金融商品全体をヘッジ対象としていた¹が、IFRS 第 9 号へ移行するにあたり、リスク管理目的と整合的に、非金融商品の構成要素をヘッジ対象とするように変更する²場合、ヘッジ関係が継続していないとして、IAS 第 39 号の下での旧ヘッジ会計を中止する必要があるか。
 - (2) 論点 2：IAS 第 39 号の下で非金融商品全体をヘッジ対象としている場合、IFRS 第 9 号の下でも非金融商品全体をヘッジ対象として継続できるのか。

関連する規定

（論点 1：IFRS 第 9 号への移行にあたり旧ヘッジ会計を中止する必要があるか）

3. IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行にあたり、ヘッジ会計の要求事項を原則として将来に向かって適用することが求められている。

IFRS 第 9 号 7.2.22 項

7.2.26 項³で定める場合を除き、企業は、本基準のヘッジ会計の要求事項を将来に向か

¹ IAS 第 39 号の下では、非金融商品の構成要素を区分してヘッジ対象とすることは認められていなかった（ただし、為替リスクのみをヘッジ対象とすることは認められていた）（IAS 第 39 号第 82 項）。

² IFRS 第 9 号の下では、為替リスクに限らず、非金融商品の構成要素を区分してヘッジ対象とすることが一定の場合に認められている（IFRS 第 9 号 6.3.7 項）。

³ IFRS 第 9 号 7.2.26 項では、(a) オプションの時間的価値、(b) 先渡契約のフォワード要素、(c) ヘッジ手

って適用しなければならない。

4. IAS 第 39 号においても、ヘッジ関係の遡及的指定は認められていない。

IAS 第 39 号 F. 3. 8 項 ヘッジの遡及的指定

IAS 第 39 号はヘッジ関係を過去に遡って指定することを認めているか。

認めていない。ヘッジ関係の指定は、IAS 第 39 号第 88 項におけるヘッジ会計のすべての要件が満たされた日から将来に向かって有効となる。特に、ヘッジ会計は企業がヘッジ関係に関する必要な文書化（ヘッジ手段の特定、関連するヘッジ対象項目又はヘッジ対象取引、ヘッジの対象とされているリスク、及びヘッジ有効性の評価方法を含む）を完了した日からのみ適用できる。

(論点 2 : IFRS 第 9 号の下で非金融商品全体をヘッジ対象として継続できるか)

5. IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行にあたり、IAS 第 39 号の下で適格であったヘッジ関係は、一定の場合、継続しているヘッジ関係としてみなされる旨の定めがある。

IFRS 第 9 号 7. 2. 24 項

IAS 第 39 号に従ってヘッジ会計に適格であったヘッジ関係で、移行時のヘッジ関係のバランス再調整 (7. 2. 25 (b) 項参照) を考慮に入れた後に、本基準の要件 (6. 4. 1 項参照) に従ってもやはりヘッジ会計に適格であるものは、継続しているヘッジ関係とみなさなければならない。

6. ヘッジ会計に関連する結論の根拠には、「代用ヘッジ (proxy hedging)」に係る次の記述がある。

IFRS 第 9 号 BC6. 96 項

IASB は、一部の企業が「代用ヘッジ」が IFRS 第 9 号のヘッジ会計モデルでは可能とならないことを懸念しているとのフィードバックも受けた。・・・「代用ヘッジ」とは、企業の実際のリスク管理を正確には表現しないヘッジ関係の指定を使用することを指す通称である。

IFRS 第 9 号 BC6. 97 項

IASB は、「マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ会計」に関する IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項からの範囲除外を設けなかった論拠は、「代用ヘッジ」を表すヘッジ関係の指定が可能であることを反映していたことに留意した。・・・

IFRS 第 9 号 BC6. 98 項

IASB は、そうした状況では、ヘッジ会計目的での指定は必然的にヘッジについての企業のリスク管理の観点と同じではないが、当該指定は管理されているのと同じ種類のリスク及び当該目的に使用されている金融商品に関するものであるという点で、リスク管理を反

段であるデリバティブの更改の会計処理について、将来に向かって適用することへの例外を定めている。

映するものだと考えた。・・・IASBは、「代用ヘッジ」が依然としてリスク管理を反映している限り・・・、IFRS第9号においてヘッジ対象を指定する適格な方法であると考えた。

IFRS第9号BC6.100項

IASBは、「代用ヘッジ」を反映したヘッジ関係の指定は、例えば、「マクロ」の文脈での銀行による金利リスクのヘッジに特有のものではないことにも留意した。財務諸表において企業のリスク管理活動の影響を表現するという目的にかかわらず、IASBは、このことは多くの状況では実際のリスク管理の観点の単純かつ正確な「1対1のコピー」としては可能でないと考えた。・・・

IFRS第9号BC6.101項

したがって、IASBは、IFRS第9号におけるヘッジ関係の指定が「代用ヘッジ」を表現することができないという考えには同意しない。・・・

IASBにおける対応

7. IASBスタッフは、本件に関する要望を受け、本資料第2項に記載した2つの論点についての見解、及び、将来、実務上の不統一が生じると予想されるかどうかについて、アウトリーチを実施した⁴。
8. アウトリーチの結果は、概ね次のとおりであった。
 - (1) 論点1について：旧ヘッジ会計を中止する必要があるとの見解と旧ヘッジ会計を継続できるとの見解の双方が寄せられた。
 - (2) 論点2について：非金融商品全体をヘッジ対象として継続できるとの見解と継続できないとの見解の双方が寄せられた。
 - (3) 将来、実務上の不統一が生じると予想されるか：限定的ではあるが、実務上の不統一が生じるとの予想が多く寄せられた。
9. 本論点を扱うのは、今回のIFRS-IC会議が初めてである。

III. 今回のIFRS-IC会議における議論

IASBスタッフによる提案

10. IASBスタッフは、2015年9月開催のIFRS-IC会議において、解釈指針の開発も基準書の修正も必要ない旨の「アジェンダ却下通知(案)」(スタッフが提示した「アジェン

⁴ IFRS第9号は未だ強制適用されていないことから、IASBスタッフは、アウトリーチ時点における実務上の取扱いについてではなく、IFRS第9号の要求事項に係る見解と将来の実務に係る予想について問い合わせを行った。

ダ却下通知(案)」の仮訳を別紙1に示している。)を提示した。

(論点1：IFRS第9号への移行にあたり旧ヘッジ会計を中止する必要があるか)

11. 論点1について、IASBスタッフは次の分析を示したうえで、IAS第39号の下での旧ヘッジ会計を中止する必要があると解されるという見解を示している。

- (1) 対象としている事例において、企業は、IFRS第9号への移行にあたり、リスク管理目的と整合するようにヘッジ対象の指定変更を行うことが想定されている。この点、ヘッジ対象の指定変更は、ヘッジに係る文書の変更と非有効性の測定方法の変更を伴う。
- (2) ヘッジ会計の要件として、ヘッジの開始時においてヘッジ対象リスクを文書化することが求められている(IAS第39号第88項)ことから、企業はIAS第39号の下でのヘッジ会計(旧ヘッジ会計)を中止し、ヘッジ対象の指定変更日から新たなヘッジ会計を開始する必要がある。
- (3) 旧ヘッジ会計が継続しているものとして扱うということは、ヘッジ対象の指定変更が旧ヘッジ会計の開始時に生じたかのように扱うことを意味する。また、ヘッジの開始時からの非有効性の測定をやり直すことにもなる。すなわち、旧ヘッジ会計が継続しているものとして扱うことは、ヘッジ関係の遡及的指定を認めることと同等である。
- (4) IAS第39号において、ヘッジ関係の遡及的指定は認められていない(IAS第39号F.3.8項)。また、IFRS第9号への移行にあたり、ヘッジ会計の要求事項を原則として将来に向かって適用することが求められている(IFRS第9号7.2.22項)ほか、本件は、将来に向かって適用することの例外(IFRS第9号7.2.26項)には該当しない。

(論点2：IFRS第9号の下で非金融商品全体をヘッジ対象として継続できるか)

12. 論点2について、IASBスタッフは次の分析を示したうえで、IFRS第9号の下で、IAS第39号における取扱いと同様に、非金融商品全体をヘッジ対象とすることができると解されるという見解を示している。

- (1) IAS第39号の下で適格であったヘッジ関係は、IFRS第9号の下でも適格である場合、継続しているヘッジ関係としてみなされる(IFRS第9号7.2.24項)。
- (2) 非金融商品全体をヘッジ対象とすることは、企業のリスク管理目的(ヘッジ対象である非金融商品の特定のリスク構成要素をヘッジすること)と一致していないことから、IFRS第9号の下では非金融商品全体をヘッジ対象とすることは適格でないとの見解もある。しかし、IFRS第9号の結論の根拠にもあるように、企業の

実際のリスク管理を正確には表現しないヘッジ関係であっても指定すること（代用ヘッジ：Proxy hedging）は可能である。このため、IFRS第9号の下で非金融商品全体をヘッジ対象とすることは適格であると考えられる。

IFRS 解釈指針委員会で示された主な意見

13. 本件について、IFRS-IC のメンバーから、次のようなコメントが示された。

- (1) スタッフの分析に賛成する。IASB は、非金融商品のリスク構成要素のヘッジについて明示的に議論した。IASB の意図は、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項を将来に向かって適用することを原則とするというものであった。
- (2) ヘッジ指定を停止して新たに指定することにより非有効性が生じるとする要望提出者の懸念は理解するが、基準の要求事項は明確であるからスタッフの見解に同意する。
- (3) スタッフの「アジェンダ却下通知（案）」では、代用ヘッジが認められる場合が非常に広いように読めることを懸念する。

IFRS 解釈指針委員会での議論の結果

14. IFRS-IC 会議での議論の結果、次のような「アジェンダ却下通知（案）」が公表された（別紙 2 に仮訳を記載している。）。なお、この「アジェンダ却下通知（案）」に対しては、2015 年 11 月 23 日までコメントを提出することができ、2016 年 1 月の IFRS-IC 会議で再検討される予定である。

- (1) ヘッジ対象を非金融商品の全体から構成要素に変更する場合、IFRS 第 9 号 7.2.22 項に従って、将来に向かって適用することが求められる。この点、ヘッジ対象を変更しながらヘッジ関係を継続することは、IFRS 第 9 号のヘッジに関する要求事項の遡及適用と同等である。ヘッジに関する要求事項の遡及適用は、IFRS 第 9 号 7.2.26 項に掲げられた限定的な場合のみ認められている。提出された要望にあるケースは当該限定的な場合に該当しないから、このケースでヘッジ対象を変更しながらヘッジ関係を継続することはできない。したがって、IFRS 第 9 号への移行にあたり IAS 第 39 号の下でのヘッジ会計を中止する必要がある。
- (2) IFRS 第 9 号の結論の根拠に記載されているように、実際のリスク管理を正確には表現しないヘッジ関係の指定（代用ヘッジ）であっても、そのような指定が管理されているのと同じ種類のリスク及び当該目的に使用されている金融商品に関するものであるという点で、リスク管理を反映するものである限り、認められる。代用ヘッジが認められるのは、実際のリスク管理に従ったヘッジ関係の指定が IFRS 第 9 号において禁止される場合には限定されない。したがって、IFRS 第 9 号

の適格要件を満たす限り、IFRS第9号の下で非金融商品全体をヘッジ対象として継続できる。

- (3) 以上から、現行の会計基準の文言は適切な会計処理を決定するにあたっての十分な根拠を提供するため、本要望に対して解釈指針の開発も基準書の修正も必要ない。

IV. 当委員会事務局による気づき事項

各論点に関する分析

15. 論点1（IFRS第9号への移行にあたり旧ヘッジ会計を中止する必要があるか）について、当委員会事務局による分析は次のとおりである。

(1) IAS第39号の下でのヘッジ指定の取消し（de-designation）を行い、IFRS第9号の下で改めてヘッジ指定を行う場合、同一のヘッジ手段が指定変更日における公正価値により再指定される。しかし、指定変更日におけるヘッジ手段の公正価値はゼロではないことから、IAS第39号の下での非有効部分とIFRS第9号の下での非有効部分の測定結果は異なることになると考えられる。したがって、要望提出者の懸念に対応するためには、IASBスタッフによる分析のとおり、IAS第39号の下でのヘッジ開始時点に遡って、非有効部分の測定方法を変更し、当該測定をやり直す必要がある。

(2) しかし、IFRS第9号においては、ヘッジ会計の要求事項を原則として将来に向かって適用するとされており、これは、事後的判断の使用に関する懸念があったためである（IFRS第9号BC7.42項）。このため、IFRS第9号において、ヘッジ会計の遡及適用は、明示的に列挙された限定的な状況に限って認められている。

(3) このため、IASBスタッフによる見解は、概ね適切と考えられる。

16. 論点2についての考え方は、論点1と比較して、十分に明確とはいえない。ただし、IFRS第9号によるヘッジ会計の要求事項によって、IAS第39号において認められていたヘッジ会計の適用が妨げられるものでない旨について、IASBから繰り返し説明がされていたことを踏まえると、IASBスタッフによる見解について、少なくとも、不適切とはいえないと考えられる。

コメント・レターの送付

17. アジェンダ却下通知（案）に対してコメント・レターを送付すべきか否かに関する当委員会事務局による気づき事項は次のとおりである。

- (1) IFRS-ICが本論点をアジェンダとして取り上げない旨については、次の理由から、その方向性について概ね適当と考えられる。
 - ① 前項に記載したとおり、現行の会計基準において、要望者の提出した論点に関する取扱いは明確と考えられること
 - ② 本論点は、IASBスタッフからの求めに応じて、当委員会事務局が関係者に照会を行った際、少なくとも、わが国において広くIFRS適用上の課題となっている論点とは識別されなかったこと⁵
 - ③ IFRS-ICのリソースを踏まえると、その活動にあたって、他に優先すべき論点があると考えられること
- (2) IFRS-ICから公表された却下通知（案）は、本論点をアジェンダとして取り上げない旨及びその理由が概ね適切に記載されている。
- (3) 以上より、本論点に関する却下通知（案）に対してコメント・レターを送付しないこととしてはどうか。

V. 専門委員会において聞かれた意見

18. 2015年11月10日に開催された第1回IFRS適用課題対応専門委員会では、次の意見が聞かれた。
 - (1) 論点1について、財務諸表作成の観点からの懸念があることは理解するが、IFRS第9号がヘッジ会計の要求事項を将来に向かって適用している背景には事後的判断の使用に関する懸念があることを踏まえると、事務局提案に賛成である。
 - (2) 「アジェンダ却下通知」により明確化することが適切である。論点1及び論点2ともに事務局提案に賛成する。

以上

⁵ 我が国のIFRS任意適用企業のうち、新しいヘッジ会計の要求事項を含むIFRS第9号（2013年版）を早期適用している企業は数社に止まるから、一定数の企業が、今後、ヘッジ会計の要求事項についてIAS第39号からIFRS第9号に移行することとなる。しかし、関係者からは、IFRS第9号（2013年版）の下で非金融商品のリスク構成要素（為替リスク以外）をヘッジ対象とする企業は限定的ではないか、との見解が寄せられている。

(別紙1)

2015年9月開催のIFRS-IC会議にスタッフが提案した
「アジェンダ却下通知(案)」の仮訳

IFRS第9号「金融商品」——ヘッジ会計に関する経過措置

IFRS 解釈指針委員会(以下「解釈指針委員会」という。)は、企業がIAS第39号「金融商品：認識及び測定」からIFRS第9号「金融商品」に移行する状況におけるヘッジ指定とヘッジ会計に関する2つの関連する論点に関するガイダンスを求める要望を受け取った。

より具体的には、解釈指針委員会は、企業が次のことができるのか、検討するよう求められた。

- a ヘッジを企業のリスク管理目的と合致させるために、ヘッジ関係におけるヘッジ対象を非金融商品項目全体(IAS第39号で認めている)から非金融商品項目の構成要素(IFRS第9号で認めている)に変更する場合、IAS第39号からIFRS第9号への移行時に、企業はヘッジ関係を継続しているヘッジ関係として扱うこと(論点1)
- b 企業は、IFRS第9号において、非金融商品項目全体の当初のヘッジ指定を継続できるのか(論点2)

解釈指針委員会は、論点1に関して、IFRS第9号への移行時のヘッジ対象の変更は、IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項の遡及適用と同等となり、これはIFRS第9号の7.2.26項に記述される限定的な状況を除いて、IFRS第9号の7.2.22項によって禁止されていることにも留意した。したがって、解釈指針委員会は、IAS第39号の下での既存のヘッジ関係が7.2.26項に定められた例外を満たさない限り、既存のヘッジ関係をIFRS第9号への移行時に継続しているヘッジ関係として扱うことはできないことに留意した。

論点2に関して、解釈指針委員会は、IFRS第9号のBC6.97項、BC6.98項及びBC6.100項は、実際のリスク管理の正確なコピーではないが、管理されているのと同じ種類のリスク及び当該目的に使用されているのと同じ種類の金融商品に関するものであるという点でリスク管理を反映しているヘッジ指定の使用を支持していることに着目した。この結果、解釈指針委員会は、IFRS第9号への移行時に非金融商品項目全体のヘッジ指定を継続できることに留意した。

現行のIFRS要求事項に照らし、解釈指針委員会は、解釈指針も基準の修正も必要なく、したがって、解釈指針委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことを[決定した]。

以上

(別紙 2)

IFRIC Update に掲載された「アジェンダ却下通知 (案)」の仮訳

IFRS 第 9 号「金融商品」——ヘッジ会計に関する経過措置

解釈指針委員会は、企業が IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」から IFRS 第 9 号「金融商品」に移行する状況におけるヘッジ指定とヘッジ会計に関する 2 つの論点に関するガイダンスを求める要望を受け取った。

より具体的には、解釈指針委員会は、次のことを検討するよう求められた。

- a 企業が、ヘッジを企業のリスク管理目的と合致させるために、ヘッジ関係におけるヘッジ対象を非金融商品項目全体 (IAS 第 39 号で認めている) から非金融商品項目の構成要素 (IFRS 第 9 号で認めている) に変更する場合、IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行時に、企業はヘッジ関係を継続しているヘッジ関係として扱うことができるのか (論点 1)
- b 企業は、IFRS 第 9 号において、非金融商品項目全体の当初のヘッジ指定を継続できるのか (論点 2)

論点 1 に関して、解釈指針委員会は、企業が IFRS 第 9 号への移行時にヘッジ関係におけるヘッジ対象を非金融商品項目全体から非金融商品項目の構成要素に変更する場合には、IFRS 第 9 号の 7.2.22 項に記述されているとおりに将来に向かって変更を行うことが要求されることに留意した。解釈指針委員会は、当初のヘッジ関係を継続しながらヘッジ対象を変更することは、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の遡及適用と同等となり、これは IFRS 第 9 号の 7.2.26 項に記述される限定的な状況を除いて禁止されていることにも留意した。解釈指針委員会は、論点 1 で示している例にでは、7.2.26 項の例外は適用されず、したがって、当初のヘッジ関係を IFRS 第 9 号への移行時に継続しているヘッジ関係として扱うことはできないことに着目した。

論点 2 に関して、解釈指針委員会は次のことに着目した。

- a IFRS 第 9 号の BC6.97 項、BC6.98 項及び BC6.100 項は、実際のリスク管理の正確なコピーではないヘッジ指定 (「代用ヘッジ」) の使用を支持している。それは、管理されているのと同じ種類のリスク及び当該目的に使用されているのと同じ種類の金融商品に関するものであるという点でリスク管理を反映していることが条件である。
- b 企業のリスク管理を反映する状況 (すなわち、管理されているのと同じ種類のリスク及び当該目的に使用されているのと同じ種類の金融商品に関するものである場合) に

おける代用ヘッジの使用は、IFRS 第9号で企業が実際リスク管理に従ってヘッジ対象を指定することを禁止した事例に限定されるようには思われない。

この結果、解釈指針委員会は、IFRS 第9号における適格要件を満たしている限り、IFRS 第9号への移行時に非金融商品項目全体のヘッジ指定を継続できることに留意した。

現行のIFRS要求事項に照らし、解釈指針委員会は、解釈指針も基準の修正も必要ないと判断した。したがって、解釈指針委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことを[決定した]。

以 上